

第 1 回境川流域水害対策協議会

日時：令和 8 年 9 月 1 日(火) 16 時 10 分～

場所：岐阜県庁 6 階特別会議室

次 第

- 1 知事挨拶
- 2 境川流域水害対策協議会の規約案 資料 1
- 3 議事
 - (1) 流域水害対策計画の作成 資料 2
 - (2) 今後の進め方 資料 3
- 4 意見交換

<配布資料>

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・資料 1：境川流域水害対策協議会規約案
- ・資料 2：流域水害対策計画の作成
- ・資料 3：今後の進め方

- ・参考資料
 - ー特定都市河川 みんなで取組む流域治水（令和 6 年 6 月国土交通省水管理・国土保全局）
 - ー境川特定都市河川パンフレット（令和 8 年 4 月岐阜県）
 - ー境川特定都市河川流出抑制対策パンフレット（令和 8 年 4 月岐阜県）

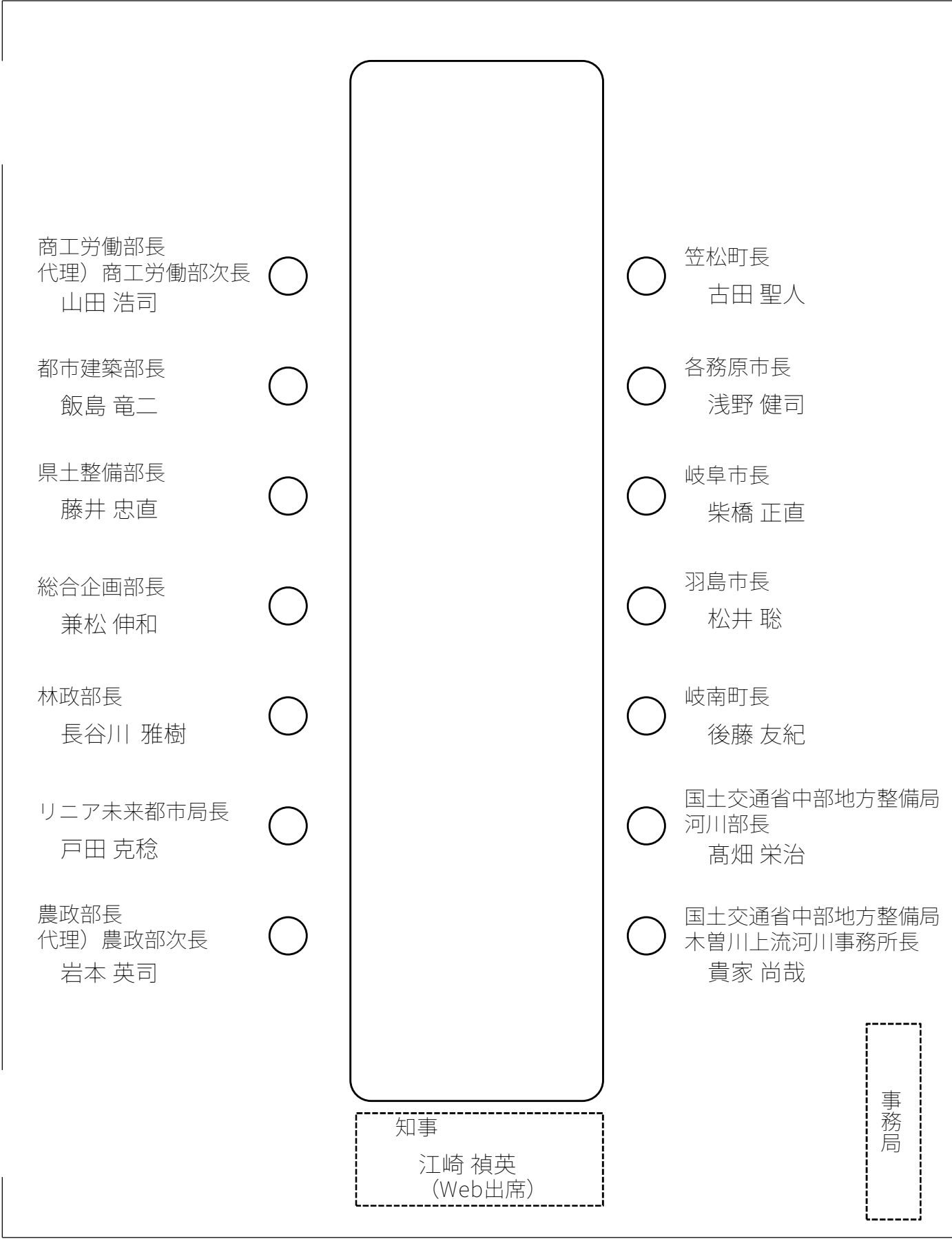
第1回境川流域水害対策協議会 出席者

令和8年9月1日（火） 岐阜県庁6階特別会議室

機関	役職	氏名
岐阜県	知事	江崎 禎英（Web出席）
岐阜市	市長	柴橋 正直
羽島市	市長	松井 聡
各務原市	市長	浅野 健司
岐南町	町長	後藤 友紀
笠松町	町長	古田 聖人
中部地方整備局	河川部長	高畑 栄治
	木曽川上流河川事務所長	貴家 尚哉
岐阜県	総合企画部長	兼松 伸和
	商工労働部長	代理）商工労働部次長 山田 浩司
	農政部長	代理）農政部次長 岩本 英司
	林政部長	長谷川 雅樹
	県土整備部長	藤井 忠直
	都市建築部長	飯島 竜二
	リニア未来都市局長	戸田 克稔

第 1 回境川流域水害対策協議会 配席図

令和 8 年 9 月 1 日（火） 岐阜県庁 6 階特別会議室



境川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づき組織し、境川流域水害対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい境川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した多層的な水害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

2 協議会には会長を置くものとし、会長は岐阜県知事が務める。ただし、会長が不在の際は、会長が指名した構成員がその職務を代理する。

3 協議会の招集及び進行は会長が行う。

4 協議会は、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

5 協議会の下に、幹事会を設置する。

6 協議会は、必要に応じて検討ワーキンググループを設置することができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1）境川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議。

（2）計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の共有。

（3）境川流域整備計画の実施に関して必要な事項。

（4）その他、計画等に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第6条 協議会の資料等は、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事は、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会には会長を置くものとし、会長は岐阜県県土整備部河川課長が務める。
- 3 幹事会は、原則として非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 4 本規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岐阜県県土整備部河川課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

本協議会の設置をもって、境川流域総合治水対策協議会および境川上流部浸水対策検討会は廃止する。

別表 1

境川流域水害対策協議会委員

◎ 会長

所 属	職 名
岐 阜 県	◎ 知 事
岐 阜 市	市 長
羽 島 市	市 長
各 務 原 市	市 長
岐 南 町	町 長
笠 松 町	町 長
国土交通省中部地方整備局河川部	部 長
国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所	所 長
岐 阜 県 総 合 企 画 部	部 長
岐 阜 県 商 工 労 働 部	部 長
岐 阜 県 農 政 部	部 長
岐 阜 県 林 政 部	部 長
岐 阜 県 県 土 整 備 部	部 長
岐 阜 県 都 市 建 築 部	部 長
岐阜県リニア未来都市局	局 長

別表 2

境川流域水害対策協議会幹事会委員

◎ 幹事会会長

所 属	職 名
岐 阜 県	
総合企画部	総合政策課長
商工労働部	企業誘致課長
農 政 部	農政課長 農村振興課長 農地整備課長
林 政 部	林政課 森林経営課長 森林保全課長
県土整備部	建設政策課長 用地課長 道路建設課長 道路維持課長 ◎河川課長 砂防課長 岐阜土木事務所長
都市建築部	都市政策課長 都市整備課長 下水道課長 建築指導課長 公共建築課長 住宅課長
リニア未来都市局	公園緑地課長
岐 阜 市	企画部長 経済部長 まちづくり推進部長 都市建設部長 基盤整備部長 上下水道事業部長
羽 島 市	企画部長 産業振興部長 建設部長
各 務 原 市	市長公室長 産業活力部長 都市建設部長 水道部長
岐 南 町	総合政策部長 基盤整備部長
笠 松 町	企画環境経済部長 建設部長 水道部長
国土交通省 中部地方整備局	木曽川上流河川事務所流域治水課長

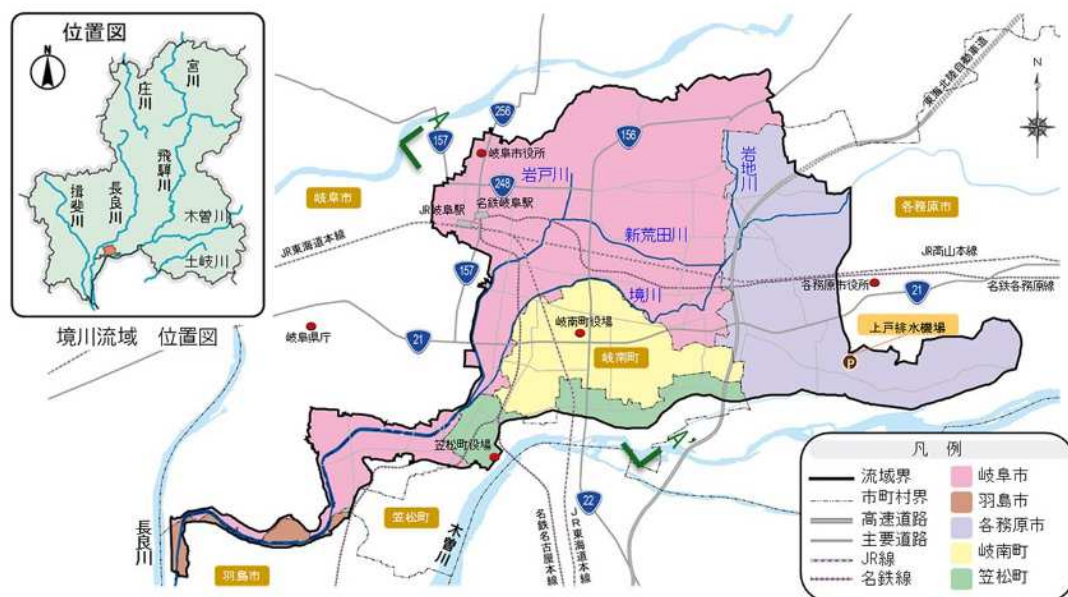
流域水害対策計画の作成

境川流域水害対策協議会

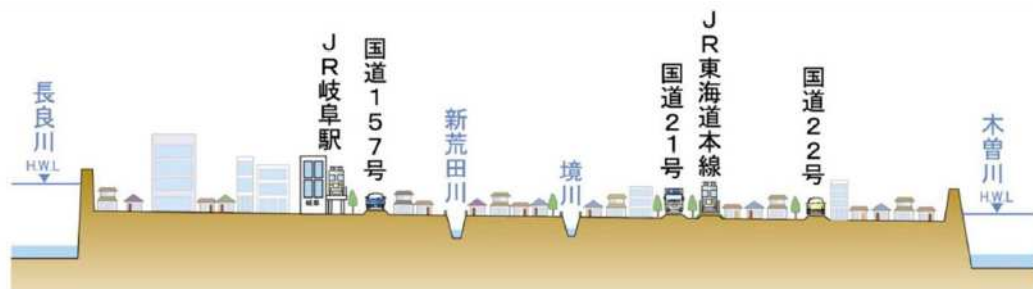
1	境川流域の概要	・ ・ ・ ・ ・ 2
2	流域治水の法的枠組みの適用 (特定都市河川の指定)	・ ・ ・ ・ 4
3	境川流域水害対策計画の作成の考え方	・ ・ ・ 5
4	境川流域水害対策計画の主な内容	・ ・ ・ ・ 6

1. 境川流域の概要 (1 / 2)

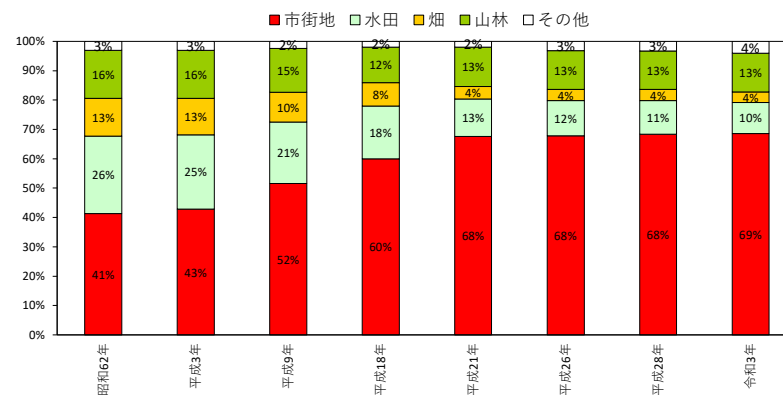
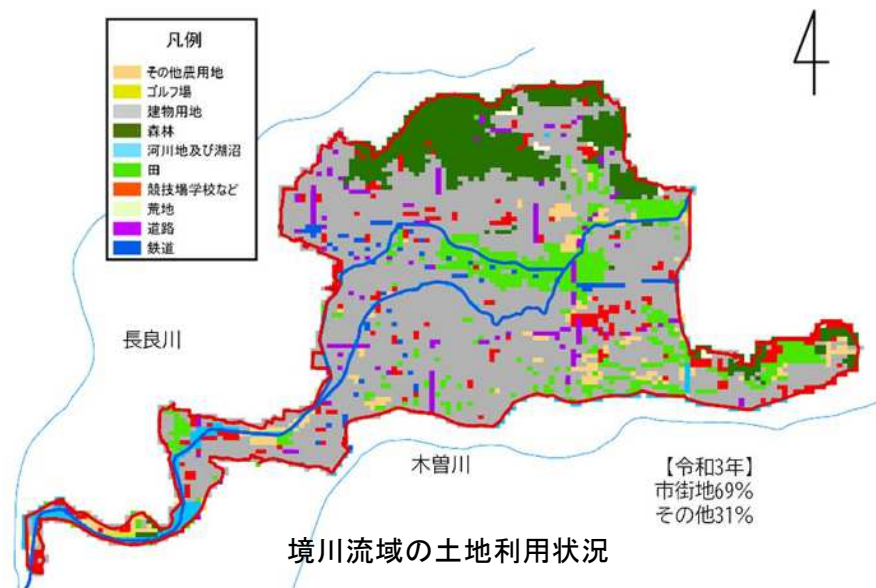
- 境川は、水源を各務原市に発し、岐阜市、岐南町、笠松町、羽島市の3市2町を貫流する一級河川長良川の中流部左岸に合流する県管理河川
- 流域の約90%が低平地で、平均勾配は約1/2,000と緩く、下流域の地盤高は長良川の計画高水位より低いことから、出水時には自然排水が困難な流域特性
- 沿川には、鉄道(JR東海道本線、名鉄名古屋本線等)、道路(東海北陸自動車道、国道21号等)等があり、宅地開発や商業開発が進展している ※3市2町の総面積に対する市街化率が約3割に対して、境川流域では約7割



境川流域平面図



境川流域横断図(A-A')



境川流域の土地利用変化

1. 境川流域の概要 (2 / 2)

- 木曽川・長良川に挟まれた低平地であり、過去から近年にいたるまで家屋浸水被害が頻発
- 昭和63年から総合治水対策に着手し、流域整備計画等に基づく対策を進めてきた

過去の主な水害

S51.9 台風17号・豪雨

床上浸水4,540戸、床下浸水18,035戸

H 4.8 豪雨 床上浸水169戸、床下浸水616戸

H20.8 豪雨 床上浸水38戸、床下浸水81戸



H25.9 豪雨 床上浸水7戸、床下浸水55戸



H26.8 豪雨 床上浸水2戸、床下浸水17戸

R 4.8 豪雨 床上浸水1戸、床下浸水9戸

- ・昭和30年代以降、流域の開発が急速に進展
- ・昭和51年台風被害など浸水被害が頻発

→治水施設の早急な整備に加え流域対策も含めた総合的な治水対策へ

- ・流域の市街化の想定以上の伸び

→流域対策の見直し

これまでの取組

S63.4 総合治水対策特定河川 事業採択

H 5.3 境川流域整備計画 策定



三井川 上戸排水機場完成



雨水貯留施設（各務原市立小学校）

H27.4 境川流域整備計画 変更

H29.3 境川上流部浸水対策計画 策定

2. 流域治水の法的枠組みの適用（特定都市河川の指定）

○近年もなお沿川における浸水被害は頻発

○気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害への対応は急務



特定都市河川指定により、法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践へ

特定都市河川の指定

特定都市河川浸水被害対策法第3条第5項

流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20～30年の間に
実施する取組を定める

特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項

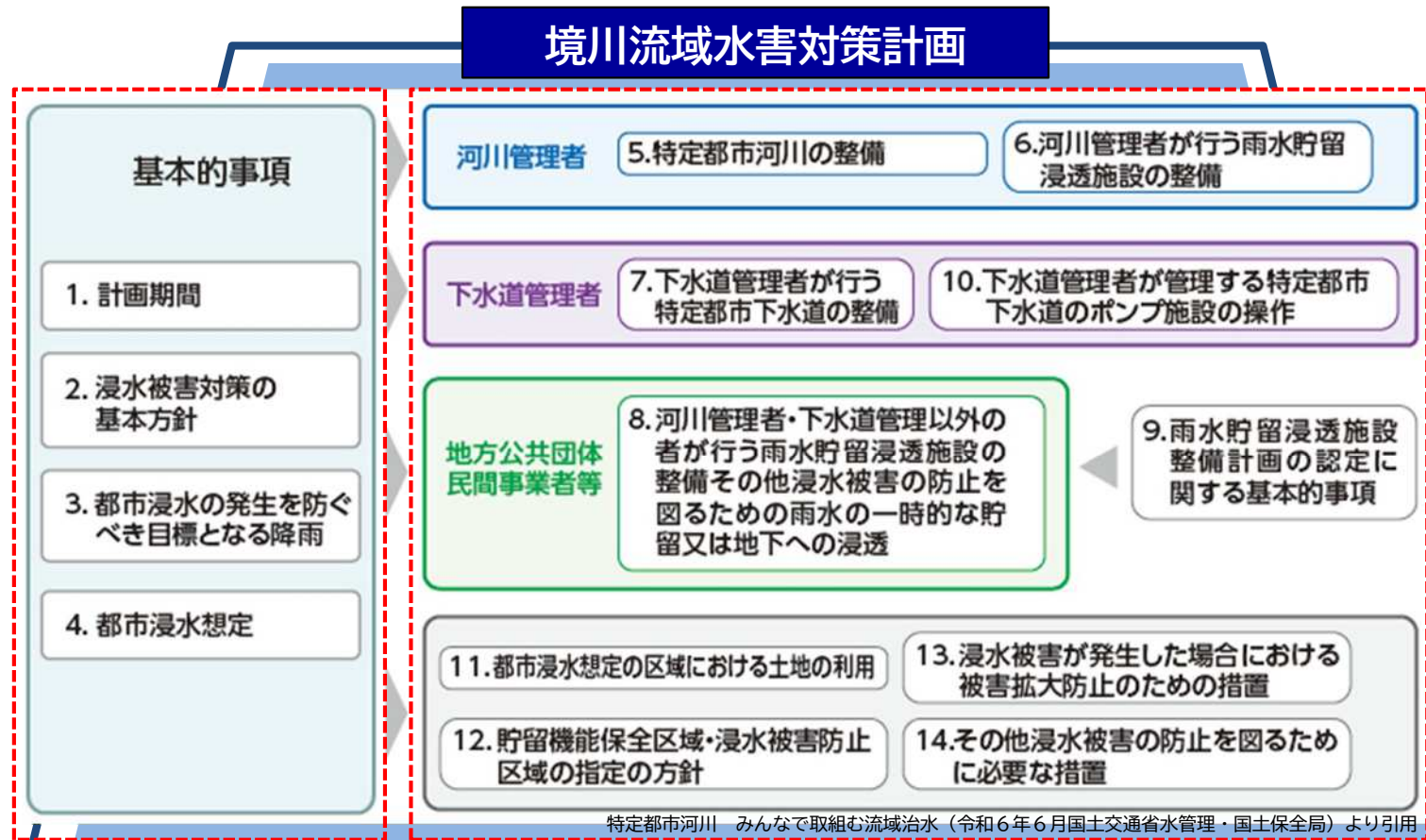


3. 境川流域水害対策計画の作成の考え方

流域水害対策計画の作成の考え方

▶流域整備計画に定める内容を基礎としつつ、新たに設定する計画の期間・目標に基づく取組を位置付ける

境川流域水害対策計画に定める項目



計画の期間、目標とする降雨、浸水リスクなどを明らかにする

浸水のリスクを解消・低減するために各主体で実施する内容を記載

境川流域整備計画（平成27年4月）に定める主な内容

- ・流域整備の方針・・・流量分担計画
- ・河川の整備計画・・・段階的な整備計画、将来の整備計画
- ・地域毎の整備計画・・・保水地域、遊水地域、低地地域毎の対策

4. 境川流域水害対策計画の主な内容（1／4）

ハード対策の加速化に加え、関係者の協働による流域の貯留浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を推進

ハード対策の加速化

河道や下水道の整備に加え、
調節池を計画的に整備



名鉄名古屋本線鉄道高架化事業に伴う
河道拡幅（岐阜市、岐南町）



調節池の整備事例：埼玉県
Sakura Lake（大相模調節池）

雨水貯留浸透機能の向上

雨水流出増を伴う開発等における
流出抑制対策を強化

流出抑制対策に係る開発規模の要件

指定前

1,000m²～努力義務
10,000m²～義務

指定後

1,000m²～義務※
※雨水流出増を伴う行為が
対象（宅地再開発は対象外）

浸水の防止・軽減に資する
取組のインセンティブ強化

雨水貯留浸透施設整備に対する支援

国庫補助率： 1/3→**1/2に嵩上げ**

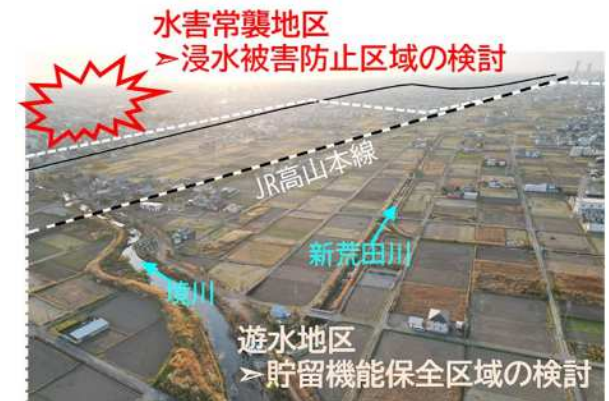
整備主体の負担割合：1/4

固定資産税： **1/6～1/2に軽減**

防災まちづくりの推進

保水・遊水機能を有する土地を
市街化調整区域として保持

地形、土地利用、都市計画との
整合等を考慮しつつ、浸水
被害防止区域や貯留機能保全
区域の指定を検討



法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践として、
河川・流域対策のベストミックスにより治水安全度の向上を図り、
安心でワクワクのまちづくりへ

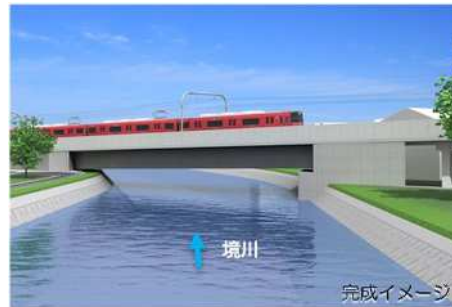
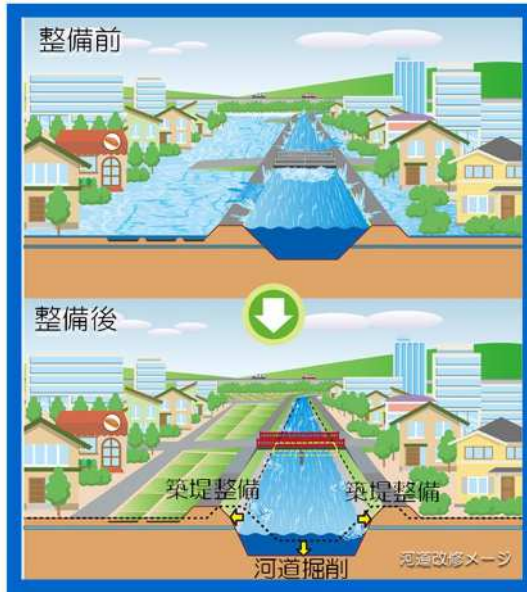
4. 境川流域水害対策計画の主な内容（2／4）

ハード対策の加速化

- 河道や下水道の整備に加え、洪水調節池の計画的な整備を含めたハード対策の加速化を位置付け

河道改修

河川氾濫を未然に防ぐため、名鉄名古屋本線鉄道高架化事業に併せた改修をはじめ、河道掘削、築堤等のハード整備を加速化



名鉄名古屋本線鉄道高架化事業に伴う河道拡幅
(岐阜市、岐南町)

調節池整備

抜本的な対策となる調節池を整備することで浸水被害を軽減し、都市部における貴重なオープンスペースとして平常時の利活用についても積極的に検討

調節池の整備事例
大和川保田遊水地（奈良県）



下水道整備

雨水を一時的に貯留する調整池などの都市部の浸水対策を推進



山の前1号雨水調整池（各務原市）



円城寺雨水調整池（笠松町）

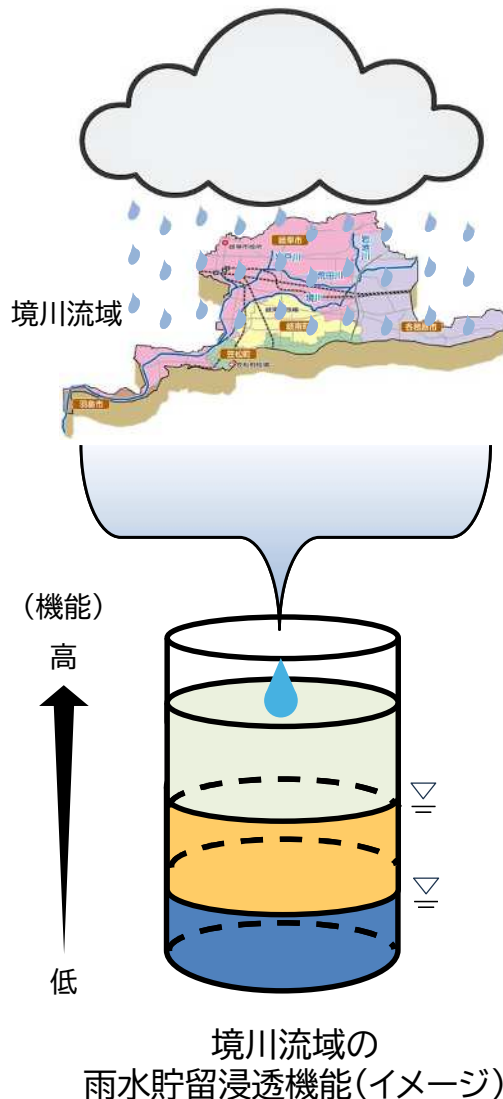


整備事例
愛知県 庄内緑地（小田井遊水地）

4. 境川流域水害対策計画の主な内容（3／4）

雨水貯留浸透機能の向上

- 流域の雨水貯留浸透機能の低下を防ぎ、向上させることで河川や雨水排水路の負担を軽減
- 浸水の防止・軽減に資する**雨水貯留浸透機能向上の取組を後押しするインセンティブ強化**を検討



流域の雨水貯留浸透機能を向上させる対策を行う
行政・民間企業などに対しインセンティブを強化
《新たな補助金制度の活用》

現在(R8.6.1時点)

機能を**向上させる**
流出抑制対策

雨水浸透阻害行為により
機能が低下するおそれ

機能の**低下を防ぐ**
流出抑制対策

流域の雨水貯留浸透機能が低下しないよう
雨水浸透阻害行為者に対し流出抑制対策を義務付け
《雨水浸透阻害行為の許可》

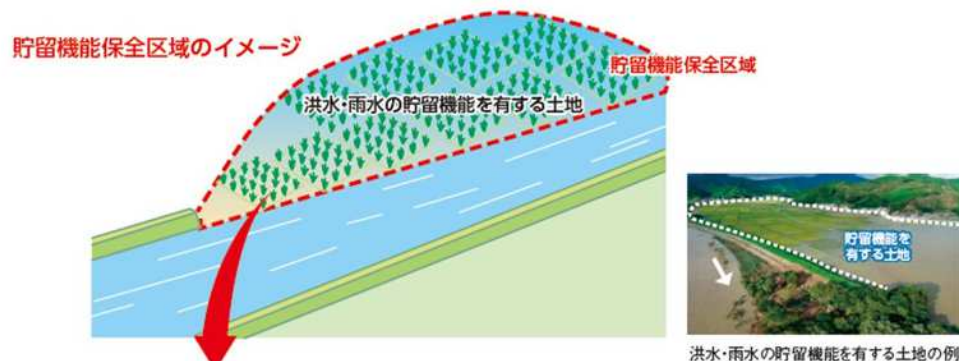
4. 境川流域水害対策計画の主な内容（4／4）

防災まちづくりの推進

- 地形、土地利用、都市計画との整合等を考慮しつつ、**貯留機能保全区域**や**浸水被害防止区域**の指定を検討

貯留機能保全区域

- ・河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事が指定できる
- ・機能を阻害するおそれのある行為（盛土等）に対する届出を義務付け
- ・固定資産税・都市計画税の標準課税に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減



貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例



特定都市河川 みんなで取組む流域治水（令和6年6月国土交通省水管理・国土保全局）より引用

浸水被害防止区域

水害リスクマップにより水害の危険性の高い地域を示す



水害リスクマップの例



水害の危険性の高い地域の **居住を避ける**

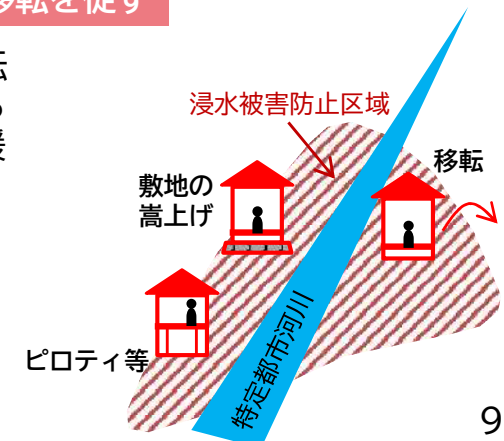
- ・自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ・立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

水害の危険性の高い地域に **居住する場合にも命を守る**

- ・住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制
- ・既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）の支援制度の活用が可能

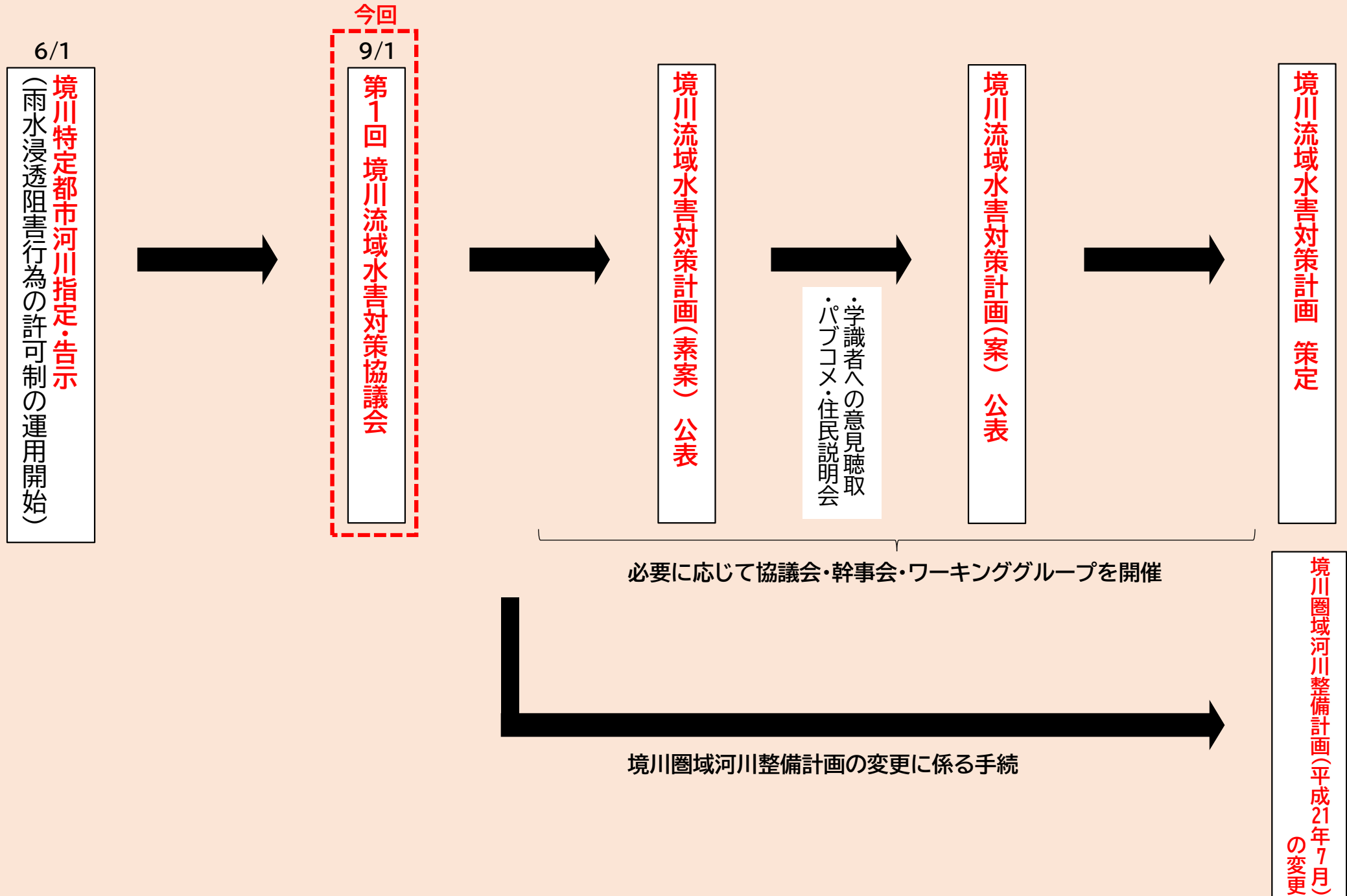
水害の危険性の高い地域からの **移転を促す**

- ・被災前に安全な土地への移転を推進することが可能となるよう、移転に関する各種支援制度の活用が可能



今後の進め方

資料3



協議会の体制

- 以下の体制のもと協議会を進めていく

協議会

- ・ 知事、市町長、国交省中部地方整備局河川部長、
国交省木曽川上流河川事務所長、県関係部局長で構成

幹事会

- ・ 県関係課長、市町関係部長、国交省木曽川上流河川事務所流域治水課長で構成

検討ワーキンググループ

- ・ 県関係課、市町関係課で構成
- ・ 検討の内容に応じて適宜設置

洪水調節池WG

- ・ 洪水調節池の設置検討

雨水貯留浸透WG

- ・ 雨水貯留浸透対策の普及検討
- ・ 田んぼダムの普及検討

防災まちづくりWG

- ・ 立地適正化計画への反映
- ・ 貯留機能保全区域の指定検討
- ・ 浸水被害防止区域の指定検討

今回、設置